

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ & A【抜粋】

(令和2年8月24日現在)

<実質無利子化・利子補給について>

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、4,000万円を限度として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます(注1)。

(注1) 令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、「実質無利子化」の対象が3,000万円から4,000万円に拡充されました。

ご融資後は、利息も含め日本公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度(特別利子補給制度)(注2)を中小企業基盤整備機構が実施しており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

(注2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(※1)を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者(※2)	中小企業者(※2)
個人	要件なし(※3)	売上高▲20%以上(※3)
法人	売上高▲15%以上(※3)	

(※1) 特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

(1) 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

(2) 業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10~12月の平均売上高

(※2) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

(*) 労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

(※3) 売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1カ月に加え、その後2カ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きについては、ご融資後にお送りする資料(注)または[中小企業基盤整備機構のホームページ](#)をご覧ください。

(注) 8月下旬以降、順次、郵送にて資料をお送りさせていただきます。

なお、特別利子補給制度に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】0570-060515

【受付時間】平日・休日9時00分~17時00分

参考：[経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)